

川崎市市民葬儀制度の見直し（案）について

—市民の皆様から御意見を募集します—

川崎市では、昭和47年4月より、利用しやすい規格と料金の「市民葬儀制度」を設けており、市民の方を対象に、川崎市の指定を受けた葬祭事業者（川崎市市民葬儀取扱指定店）が直接行うものです。

今般、近年の葬儀ニーズを踏まえ、新たな規格内容や料金、市民葬儀取扱指定店の指定基準等について、川崎市市民葬儀制度の見直しを検討しております。

つきましては、市民意見の反映を図るため、パブリックコメントを実施いたします。

1 意見の募集期間

令和3年3月24日（水）から4月22日（木）まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、8：30～17：15（土日祝日を除く）にお越しください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ「意見公募」のページ
- (2) 健康福祉局保健所生活衛生課（ソリッドスクエア西館8階）
- (3) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
- (4) 各区役所・支所・出張所（市政資料コーナー）

3 閲覧資料

川崎市市民葬儀制度の見直し（案）について

4 意見提出方法

題名、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページにアクセスし、専用フォームから所定の方法により送信。

(2) 郵送

〒210-8577 川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

(3) 持参

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課
（川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館8階）

(4) F A X

F A X 番号 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 3 7 (川崎市健康福祉局保健所生活衛生課)

5 注意事項

- (1) お寄せいただいた御意見について、個別回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ上及び上記の資料閲覧場所にて公表します。
- (2) 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- (3) 記載いただきました個人情報、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

6 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課施設調整担当

電 話 : 0 4 4 - 2 0 0 - 0 4 5 7 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5、土日祝日を除く)

F A X : 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 3 7